

日本税関当局と豪州税関当局間における協力枠組み  
(仮訳)

日本の税関当局と豪州の税関当局は、  
関税法令に対する違反は、それぞれの国の経済、財政、社会、文化及び商業上の利益を害するものであることを考慮し、  
関税その他の税の正確な査定を確保することの重要性を考慮し、  
両国の税関当局間で交換される情報の使用に関する 2003 年 6 月 24 日の日本大使館の口上書 (No.03-073) 及びこれに対する 2003 年 6 月 24 日の豪州外務・貿易省の返答の口上書 (No. NAD 04-2003) に留意し、  
税関当局が、物品の流通の円滑化を通じた経済の発展並びに国際的組織犯罪及びテロの脅威からの社会の保護において重要な役割を果たしていることを認識し、  
それぞれの国の関税法令の運用及び執行に関する事項における国際協力の必要性を認識し、  
特定の物品に関する禁止、制限及び規制のための特別な措置を内容とする国際条約に留意し、  
税関当局間の協力は、関税法令違反に対する行動を一層効果的なものとし得ることを確信し、  
1953 年 12 月 5 日の相互行政支援に関する関税協力理事会の勧告を考慮して、  
以下の協力枠組みに従って協力することを決定した。

1. いずれの一方の税関当局は、他方の税関当局の関税法令に違反して輸出入されると知られている又は疑われている物品のリストを他方の当局に対して提供するよう努力する。
2. いずれの一方の税関当局は、他方の要請に基づき、要請した税関当局の関税法令違反に関連すると知られている又は疑われている人物、物品、輸送機関を追跡する特別な監視を手配するよう努力する。
3. いずれの一方の税関当局は、他方の要請に基づき、他方の税関当局が調査中である関税法令違反に関する全ての利用可能な情報を提供するよう努力する。各税関当局は、他方の当局の活動に有用と考えられる情報を自発的に提供する意図を有する。

本協力枠組みに従い提供された情報は、情報公開に関する法令に従い、提供情報に付された如何なる条件も他方の当局により遵守されるとの仮定の下で提供される。一方の税関当局から他方の税関当局に提供されたいかなる情報も本協力枠組みの目的のためのみ使用される。

4. 要請が当局の権限外である場合や実施中の調査に支障をきたす場合など、要請された当局による支援を適時に提供できない場合は、要請された当局はその事実を他方の税関当局に通知する。
5. 本協力枠組みパラ 2.及び 3.に規定する要請は、書面で行われる。要請の実施に有益と考えられる情報が、要請当局から被要請当局に対し、要請と共に提供される。状況が要すれば、口頭による要請が行なわれる。ただし、速やかに書面にて確認される。  
本要請は、次の情報が示される。
  - (a) 当該要請に関連する手続きの種類
  - (b) 当該要請の目的及び理由
  - (c) 当該要請に関係する者の名前及び住所（ただし、判明している場合に限る。）
  - (d) 検討される事案の簡潔な説明及び関連する法的要素
6. パラ 1. から 5. に基づき提供される情報は、それぞれの税関当局が指定する別添で定める職員の間で直接伝達される。
7. 日本及び豪州間で取引される物品の通関が速やかに行われるようにするため、各税関当局は、次の行動をとるよう努力する。
  - (a) 可能な場合は情報通信技術を利用すること。
  - (b) 税関手続を簡素化すること。
  - (c) 税関手続を、可能な限り、CCCの主催する適切な国際的な基準及び慣行に従わせること。
8. 税関当局は、各税関手続における情報通信技術の利用を促進するとともに、税関手続の改善のため、情報通信技術の利用に関する情報交換を行う意図を有する。
9. 日本及び豪州間で取引される物品の通関を容易にするため、両国の税関当局は、危険度に応じた管理手法を引き続き用いるとともに、危険度に応じた管理手法に関する技術及びその他の執行技術に関し情報交換を行う意図を有する。
10. パラ 7. から 9. の規定に加え、両税関当局は、各当局が継続的にその責務に合致したより良い方法を見つけ出すことが可能となるよう、税関実務及び手続の効果及び能率を助長する技術開発に関する情報を交換するよう努力する。
11. 両税関当局は、税関協力及びペーパーレス貿易に関する相互利益となる 2 国間の技術的施策を進展させるための税関事務レベル会合を開催する。当該会合は原則として年 1 回。

12. 更なる協力及び相互理解の促進のため、両税関当局は、選ばれた職員に対し、互いの税関当局の所属研修員となる機会の提供を続ける意図を有する。所属研修員による費用は派遣する当局が負担する。
13. 両税関当局は、CCC、APECといった国際フォーラムで検討される税関問題に関し、見解を交換し、協力的に作業するよう努力する。
14. 両税関当局は、アジア・太平洋地域の他の税関当局に対する技術又は発展のための支援の計画及び実施に関し、見解を交換し、協力的に作業するよう努力する。
15. 両税関当局は、本地域におけるRILOプロジェクトの支援のために協力的な作業を継続する意図を有する。
16. 両税関当局は、上記の協力の効率性を確保するために必要な場合は、協議する意図を有する。
17. 本協力枠組みは、両税関当局に対し、法的な権利及び義務を生じさせるものではなく、日本国又は豪州が締約国である国際条約による双方の権利及び義務に影響するものではない。本協力枠組みは、各国で有効な国内法令に基づき、かつ、各税関当局の利用可能な資源の範囲内で実施される。
18. 本協力枠組みは、1999年11月3日付日豪間の交換書簡を置き換える。

本協力枠組みは英文で2通作成され、2003年6月27日に署名された。